

ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入及び 画像を含む意匠の登録要件に関する 意匠審査基準改訂後の状況

ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入に対応した意匠審査基準の改訂

資料2

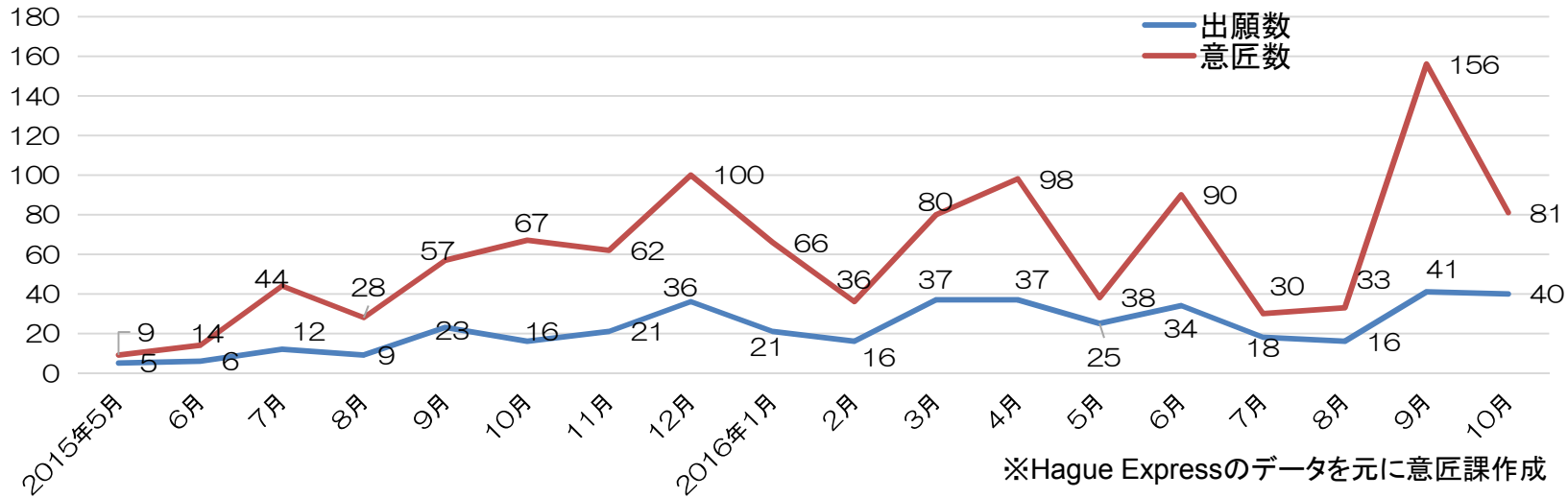
意匠審査基準ワーキンググループ：第1回（H26.10.10）～第3回（H26.12.16）

- 我が国を指定国とする国際出願は、国際登録され、国際公表されると我が国の意匠登録出願とみなされることから、その出願（国際意匠登録出願）の実体的要件に関する審査判断は、国内出願についての審査判断に準じて行うことを明記。
- ただし、国内出願とは手続形式が異なる国際出願を新たに取り扱うこととなるため、以下のような観点から、意匠審査基準を追加整備。
 - 国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として適切に審査するために、明確にする必要がある事項（第11部国際意匠登録出願の新設）
例）国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係
 - 国際出願の受入れによって生じる国内出願の審査への影響
例）先願が国際意匠登録出願である場合の先後願の判断
 - ジュネーブ改正協定の趣旨を踏まえた審査手続の進め方
例）拒絶の通報をすべき場合
- 我が国での同協定発効（H27.5.13）以降、上記意匠審査基準に基づく運用を開始。

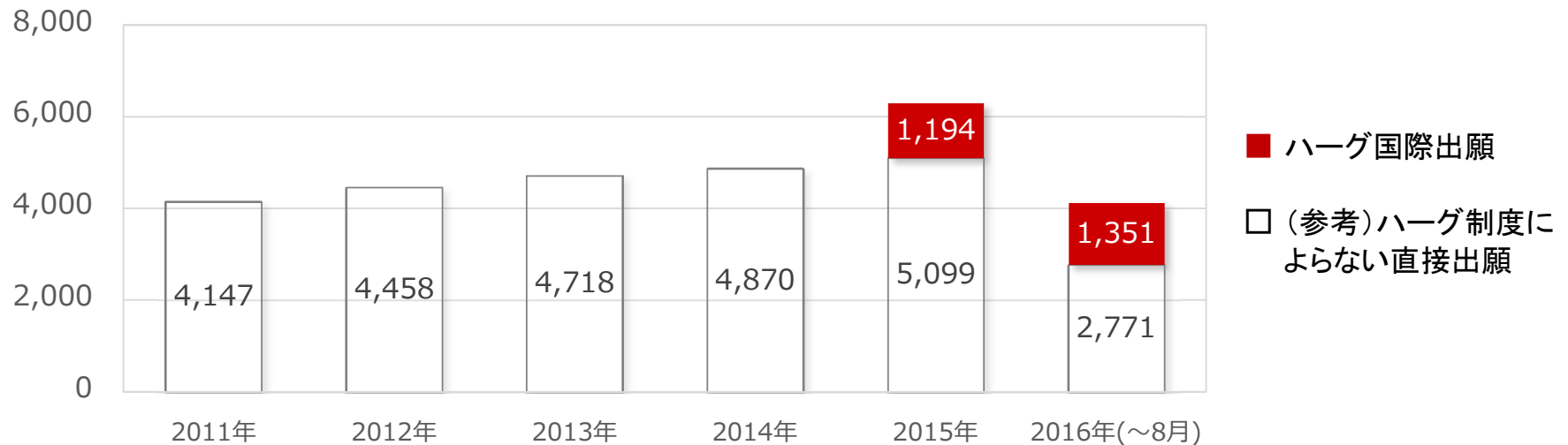
意匠の国際登録制度の利用状況

資料2

■日本国出願人による外国へのハーグ国際出願件数



■外国出願人による日本へのハーグ国際出願件数

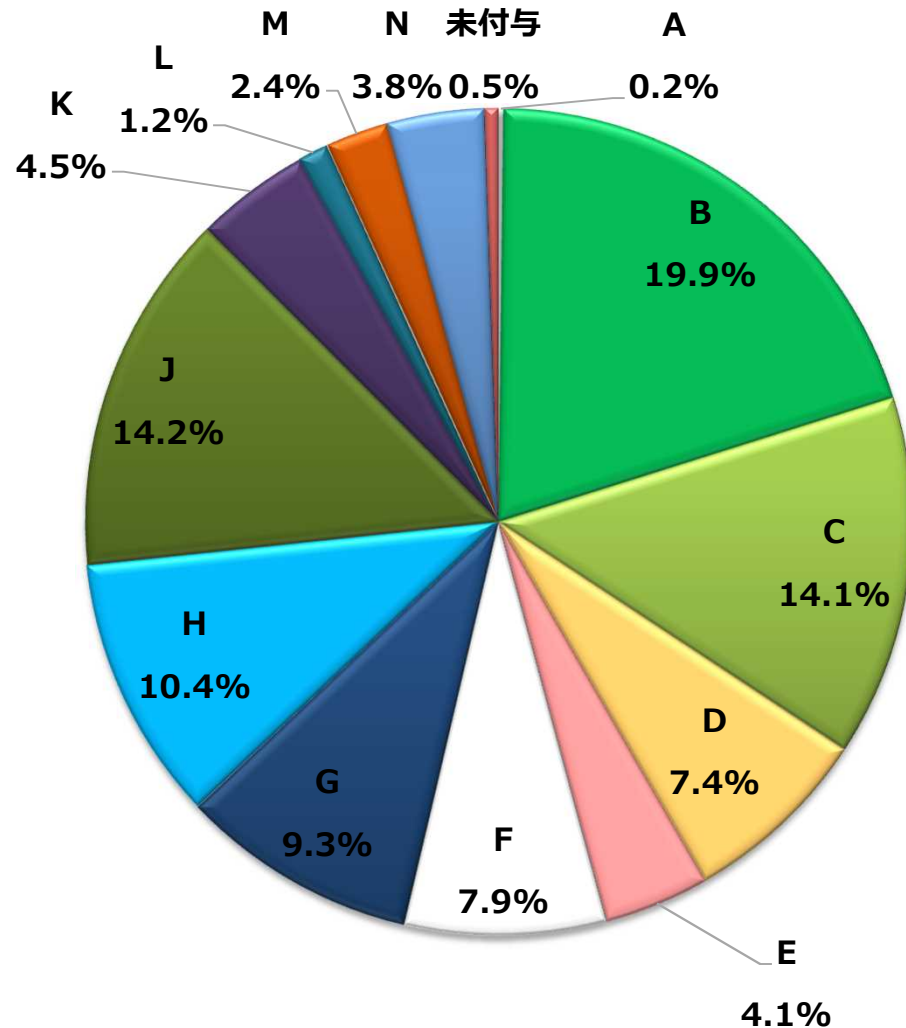


※ハーグ出願の件数は、その年に国際登録された国際出願のうち、2016年10月30日時点で国際公表されていた出願をカウント

我が国を指定した意匠の国際出願及び国際意匠登録出願の状況

資料2

■日本意匠分類別に見る国際意匠登録出願件数（2016年8月までの出願）



分類グループ		出願数
A	製造食品及び嗜好品	5
B	衣服及び身の回り品	522
C	生活用品	370
D	住宅設備用品	194
E	趣味娯楽用品及び運動競技用品	108
F	事務用品及び販売用品	206
G	運輸又は運搬機械	243
H	電気電子機械器具及び通信機械器具	272
J	一般機械器具	371
K	産業機械器具	118
L	土木建築用品	31
M	A～Lに属さないその他の基礎製品	64
N	他グループに属さない物品	100
未付与		14
計		2,618

画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂

資料2

意匠審査基準ワーキンググループ：第4回（H27.3.30）～第8回（H27.11.20）

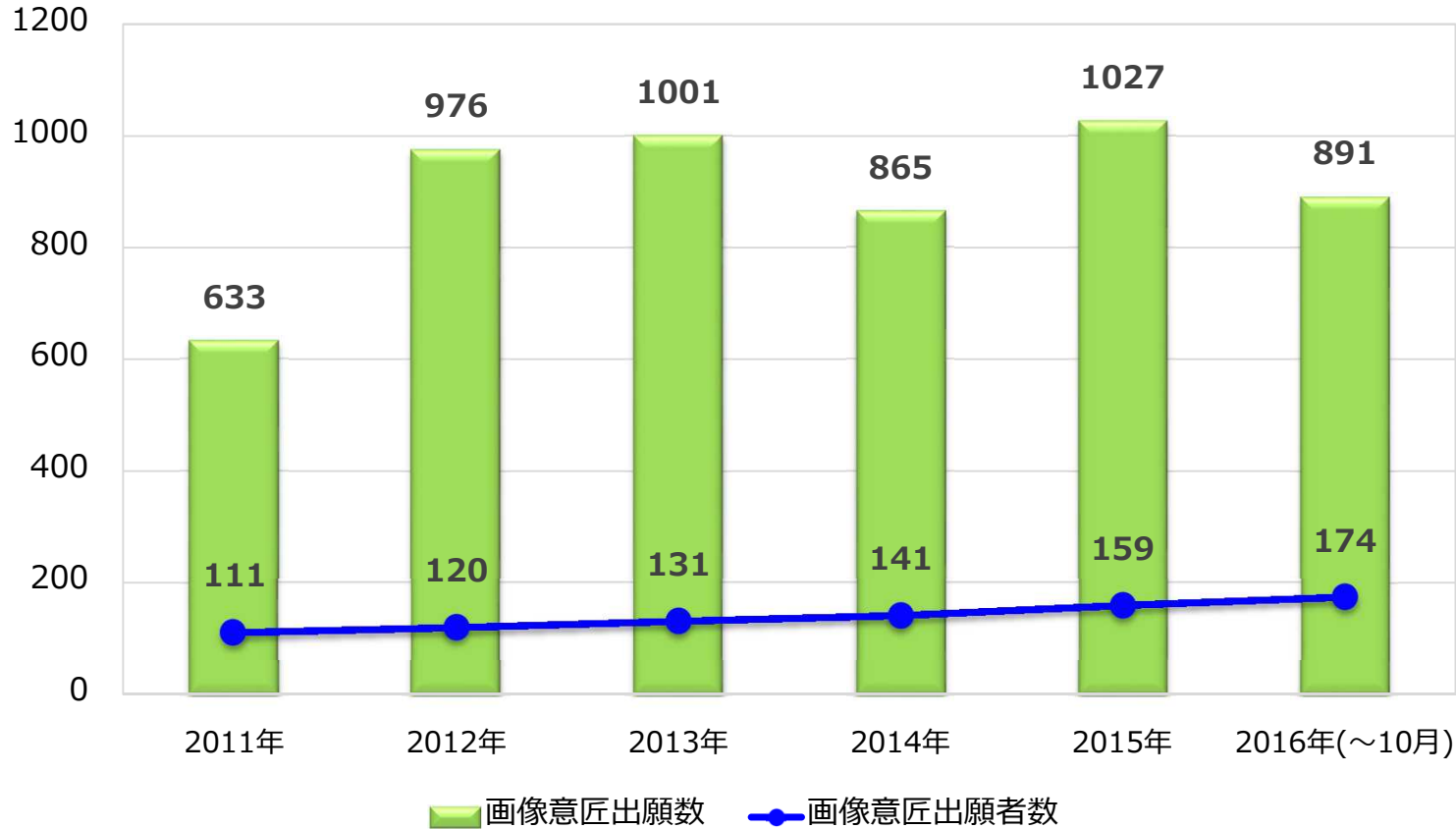
- 物品で用いられる画像について、物品に「あらかじめ記録」された画像であることを求めている基準を緩和し、時期を問わず、物品に「記録」されたことをもって物品と一体化した「意匠」を構成する画像と認め、意匠登録の対象とする。
 - 具体的な機能を実現するソフトウェアのインストールによって電子計算機に記録された画像を、付加機能を有する電子計算機（意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」）の「意匠」を構成する画像と認め、意匠登録の対象とする。
- ※ 物品の外部からの信号によって表示される画像、物品から独立したコンテンツの画像は、引き続き、登録の対象としない。
- H28.4.1以降の意匠登録出願に、上記改訂意匠審査基準を適用。

改訂前から登録の対象としていた画像 ○	改訂により登録の対象として追加した画像 × → ○
● 物品に「<u>あらかじめ記録</u>」された画像 ・デジタルカメラ等、特定用途の機器にあらかじめ記録された画像 （例） 「デジタルカメラ」 意匠登録第1456916号 「呼吸分析器」 意匠登録第1470457号	● 物品に「<u>記録</u>」された画像 ・左記の機器が有する機能のアップデートの画像 ・電子計算機（パソコン、タブレットコンピュータ、スマートフォン等）に記録された具体的な機能の画像 →「〇〇機能付き電子計算機」の意匠として出願 （例） 「歩数計機能付き電子計算機」

意匠審査基準改訂後の画像を含む意匠の出願動向について

資料2

■画像を含む意匠の出願件数推移



出願年	画像意匠の割合
2011年	2.1%
2012年	3.0%
2013年	3.2%
2014年	2.9%
2015年	3.3%
2016年	3.5%

・意匠に係る物品「〇〇機能付き電子計算機」の出願件数

2016年（4月～10月）

217件